

悩めるお客さまに、新しい選択肢を

【リ・バース60】

年齢のお悩み

ならお客さまのお悩み **“提案”** に変わります！



住宅ローンを組みたいけど年齢が…

【リ・バース60】は、**60歳以上の方向けの住宅ローン**
リフォーム、住替え、建替え 等にご利用できます！



この歳だと収入は年金のみだし、住宅ローンなんて…

【リ・バース60】をご利用の**半数以上※1**が**年金収入のみ**のお客さま
毎月のお支払いは利息のみなので無理なくお支払いいただけます。

老後資金のお悩み

老後資金の取崩しは嫌だから、必要最小限のリフォームでいいかな



【リ・バース60】を利用することで、**半数以上※1**のお客さまが
老後資金を取り崩さずリフォームを実現しています！



建て替えたいけど、預貯金だけでは足りないな
担保評価額の50%または60%※2までお借入れ可能！預貯金に加え、
【リ・バース60】を利用することで建替えを実現できるかも！？

ご相談・お申込みについて

【リ・バース60】取扱金融機関

【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する60歳以上の方向けの住宅ローンです。※3
金利・利用条件などの商品内容は、金融機関ごとに異なりますので、取扱金融機関にお問い合わせください。



【リ・バース60】の概要について

【リ・バース60】ダイヤル

0120-9572-60（通話無料）

営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始は休業）
ご利用いただけない場合（海外からの国際電話など）は次の番号におかけください。048-615-0405（通話料金がかかります。）

※1 住宅金融支援機構【リ・バース60】2025年度申請データより

※2 担保とする住宅が長期優良住宅の場合で、お客さまの年齢が満60歳以上のときは「担保評価額の55%または65%」となります。

※3 満50歳以上満60歳未満のお客さまもご利用可能です。この場合の融資額の上限は「担保評価額の30%」となります。



生活資金および投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。
お借入れの内容により、自己資金が必要になる場合があります。

利用イメージ① リフォーム



今の家は古くなってきたので、リフォームしたいなあ。
ただ、リフォーム費を全額出せないし、私の年齢で住宅ローンは
組めないだろうから、必要最小限のリフォームで済ませるかな。

		お申込人	連帯債務者
お客さま 情報	年齢	70歳代	60歳代
	年収	200万円台	100万円未満
	職業	年金受給者	年金受給者
所要資金		650万円	
資金使途		リフォーム	
担保評価額 【A】	土地	1,300万円	
	建物	0円	
担保掛け目【B】		50%	
融資限度額【A】×【B】		650万円	
借入額		650万円	
自己資金※4		0円	
毎月支払額(利息分) ※5		1.6万円(金利が年3.0%の場合)	

自己資金「ゼロ」で
理想のリフォームを
実現できるかも



利用イメージ② コンパクト住宅への建替え



子供たちも独立したし、今の家では広すぎるね。
二人暮らしにちょうど良い広さの家に建て替えようか。
でも老後資金はなるべく残しておきたいわ。

		お申込人	連帯債務者
お客さま 情報	年齢	70歳代	70歳代
	年収	200万円台	200万円台
	職業	年金受給者	年金受給者
所要資金		3,000万円	
資金使途		住宅建設	
担保評価額 【A】	土地	1,000万円	
	建物	3,000万円	
担保掛け目【B】		50%	
融資限度額【A】×【B】		2,000万円	
借入額		2,000万円	
自己資金※4		1,000万円	
毎月支払額(利息分) ※5		5.0万円(金利が年3.0%の場合)	

毎月の支払額を抑えて
建替えを実現！
老後資金も残せます。



※4 担保評価額によっては、自己資金が必要になる場合があります。

※5 変動金利の場合は、金利が見直されると毎月の支払額が変わります。

お借り入れに当たってのご注意

■融資対象住宅および土地に対して、金融機関または住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定いただきます。■お申込前に金融機関担当者からお客さまに注意事項をご説明いたします。■【リ・バース60】のお借入れには、金融機関および機構の審査があります。審査結果によっては、お客さまのご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。■ご融資に伴い発生する諸費用は、お客さまの負担となります。諸費用の具体的な内容、金額等は金融機関により異なる場合があります。■毎月の支払は利息のみで、元金は、融資を受けた方全員が亡くなったときに、相続人からの返済または担保物件の売却により一括で返済いただきます。そのため、【リ・バース60】の返済期間と一般的な住宅ローン（元利均等返済）の返済期間が同じ場合は、金利が同じでも【リ・バース60】の方が総返済額（元金+利息）が多くなります。■担保物件を売却する場合、売却代金が当該物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。■ご融資の対象となったセカンドハウスを第三者に賃貸することはできません。